タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年３月)

３月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	函館交通株式会社（法人番号６４４００００１００１６２５）　代表者畑中喜八郎	北海道函館市本町３５番２１号	本社営業所	北海道函館市本町３５番２１号	R6.3.18	輸送施設の使用停止（５０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項他8件	令和５年１０月１２日、都道府県公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。９件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第１項、第２項）、（３）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第２項）、（４）事故の記録事項義務違反（運輸規則第２６条の２）、（５）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（６）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（７）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（８）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（運輸規則第４５条）、（９）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）	５	５
	以下余白									